大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年1月24日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

平和堂日夏店

彦根市日夏町字堀溝3703-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地

代表取締役 夏原 平和

- 3 変更しようとする事項
- (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後9時30分まで
- (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から午後10時30分まで
- 4 変更年月日 平成19年4月1日
- 5 変更の理由

生活様式の変化や夜型消費へ対応するため

- 6 届出年月日 平成18年12月22日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1 1 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1 1 滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1 財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21 彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2

- (2) 縦覧期間 平成19年1月24日から平成19年5月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 平成19年5月24日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒520 8577 大津市京町四丁目1 1